

霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむの設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第206号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1号を次のように改める。

(1) 休館日は、毎月第1月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

第6条第2項中「使用許可と同時に」を「使用者は、使用の許可を受けた後、規則で定める日までに」に改める。

別表中「200円」を「240円」に、「100円」を「120円」に、「360円」を「430円」に、「180円」を「210円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うとともに、本施設に休館日を新たに設定すること等に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。